

- 嘉穂鑛業株式會社嘉穂鑛業所労働争議
- 一、名 稱 嘉穂鑛業株式會社嘉穂鑛業所
  - 二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡上穂波村
  - 三、事業の種別 石炭鑛業
  - 四、資 本 金 參百萬圓
  - 五、代 表 者 取締役會長 松 本 健 次 郎
  - 六、從 業 員 數 九二七名
  - 七、争議參加員數 四名
  - 八、關係労働團體 全評九州鑛山坑夫組合
  - 九、争議發生年月日 昭和十一年八月六日
  - 十、同 解決年月日 同 八月十五日
  - 十一、發生原因 嘉穂鑛業所に在りては全評九州鑛山坑夫組合が組織の擴大を

- 圖る可く組合員を採炭夫に入職せしめ居る事を察知し八月二日組合分子一名を解雇したる。此處組合の指導にて採炭夫三名が三、四日に亘りピラを撒布したるを以て之も即日解雇した組合に於ては解雇される理由なしとして炭坑側糾弾に出ず可く種々事情調査し所りたる處更に組合と連絡ある公傷患者一名を解雇したる爲故に争議の發生を見るに至つたのである。
- 十二、要 求 事 項 不當職首の取消並待遇改善
  - 十三、懸 念 1、争議調停

三四に亘る解雇に憤慨し八月六日組合本部に集合協議の結果組合書記長河上幾次外二名が代表として會社の大株主たる同郡二瀬町所在の株式會社中野商店を訪問し支配

圖る可く組合員を採炭夫に入職せしめ居る事を察知し八月二日組合分子一名を解雇したる。此處組合の指導にて採炭夫三名が三、四日に亘りピラを撒布したるを以て之も即日解雇した組合に於ては解雇される理由なしとして炭坑側糾弾に出ず可く種々事情調査し所りたる處更に組合と連絡ある公傷患者一名を解雇したる爲故に争議の發生を見るに至つたのである。

- 十二、要 求 事 項 不當職首の取消並待遇改善
- 十三、懸 念 1、争議調停

三四に亘る解雇に憤慨し八月六日組合本部に集合協議の結果組合書記長河上幾次外二名が代表として會社の大株主たる同郡二瀬町所在の株式會社中野商店を訪問し支配